

建設部関係課(室)長 様  
建設部関係現地機関の長 様

技術管理室長

建設工事現場における熱中症対策の強化について(通知)

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。つきましては、工事現場における熱中症対策の更なる強化をお願いします。

記

- 1 改正労働安全衛生規則の施行について
  - ・熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順の作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。各現場での熱中症対策への取組を施工計画書や現場で確認するとともに適切な指導を行ってください。
- 2 熱中症対策における費用の計上について
  - ・熱中症対策の費用が現場環境改善費の率計上から積み上げ計上に変更になります。必要な対策を講じ、経費を計上してください。(積算方法は別紙のとおり)
  - (令和 7 年 6 月 1 日以降に起工起案する工事から適用としますが、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約した工事についても適用可能とします。)
  - ・熱中症対策における現場管理費の補正(真夏日率)についても引き続き対応をお願いします。
- 3 適切な工期設定について
  - ・特に熱中症リスクの高い箇所や工種については、施工時期に配慮して発注してください。
  - ・フレックス工期等を活用し、余裕のある工期設定をするとともに、猛暑日等の理由による工期延長について受注者から請求があった場合には、柔軟に対応するようお願いいたします。

厚生労働省Webサイト：

○STOP！熱中症クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

○熱中症を防ぐために知っておきたいこと

熱中症予防のための情報・資料サイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html)

（問合せ先）

担 当 基準指導班 漆谷、小西、入戸

電 話 直通 026-235-7323

内線 3345

E-M a i l gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp